

議 長 日程第1「議案第18号松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会3日目、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議案第18号松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行され、「住所地特例の見直しに係る事務の取扱いについて」が示されたことに伴い、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。今回の当該条例の一部改正でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行され、その事務の取り扱いとして、「住所地特例の見直しに係る事務の取扱いについて」が示されたことに伴うものでございます。これを踏まえ、後期高齢者医療に関して、住所地特例の内容の見直しが行われることとなりましたので、改正を行うものでございます。

2枚目をお開きください。松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。それでは、参考資料、新旧対照表にて説明させていただきます。参考資料のほうをお開きください。第3条第1項に保険料を徴収すべき被保険者の規定がございますが、まず、第2号、第3号、第4号に高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第2項の準用規定を加える改正でございます。それに伴い、現行の第3条の第2号の同項を法第55条第1項に、第4号の行った同号を行った第55条第2項第2号に改めます。

次のページをお願いいたします。第3条第1項に第5号を新設いたします。これにより、松田町に住所があるものと見なされた国民健康保険の被保険者いわゆる住所地特例の適用者が75歳年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合には、その住所地特例を引き継いだ神奈川県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされたことに伴い、町が保険料を徴収する被保険者に追加するものでございます。

次の附則でございますが、附則の第2項の前の見出し、平成20年度における被保険者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例及び第2項と第3項を削り、附則第4項を附則第2項に繰り上げます。

改正本文にお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第18号松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。